

高山市後期高齢者医療に関する条例及び高山市介護保険条例の一部を
改正する条例の概要について

1. 地方税制改正に伴うもの

(1) 特例基準割合の見直し

区 分	改正前	改正後
特例基準割合	前年11月30日における日本銀行法に定められる商業手形の基準割引率(旧公定歩合)に年4%の割合を加算した割合	国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

(2) 延滞金の割合の特例の見直し

区 分	内 容	本 則	特 例	
			改正前	改正後
延滞金	法定納期限を超過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—	特例基準割合に年7.3%を加算
	1ヶ月以内	7.3%	特例基準割合	特例基準割合に年1.0%を加算

・ 施行期日：平成26年1月1日

(参考) 延滞金の割合の試算

区 分	改正前	改正後
		平成24年11月30日現在の商業手形の基準割引率：0.3%
延滞金	14.6%	9.3%
1ヶ月以内	4.3%	3.0%

※平成25年2月国の制度説明会資料による。